

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見指定管理者の候補者の選定について

1 公の施設の概要	名称：北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見 所在地：北見市常呂町字栄浦365番地1 設置目的：青少年の他の体験活動を支援することにより青少年の健全な生涯学習を促進する	担当課（室） 教育庁生涯学習推進局社会教育課 （社会教育施設係） 直通：011-204-5742 代表：011-231-4111（内線35-515）			
公募概要	2 申請期間	令和3年10月25日（月）～12月13日（月）			
	申請条件	指定期間（予定）	令和4年4月1日～令和9年3月31日		
		業務の範囲	(1) 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関する事業企画し、及び開催すること。 (2) 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関する体験活動支援施設の施設及び設備を利用に供し、並びに必要な指導又は助言を行うこと。 (3) 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動及び道民の生涯学習活動に関する調査研究を行い、資料を収集し、及びこれらの結果を利用に供すること。 (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業		
		利用料金制度	平成19年度導入		
		負担金限度額	215,385,000円（5か年）		
審査基準等	別紙「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見指定管理者候補者決定基準」（公募要項別添7）のとおり				
3 申請結果	申請者数 2団体 うち特定非営利活動法人 1団体、株式会社 1団体				
選定委員会	4 名称	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見指定管理者候補者選定委員会			
	設置要綱	別紙「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見指定管理者候補者選定委員会運営要領」のとおり			
	委員 （令和4年2月24日交代）	区分	氏名	所属	備考
	開催状況	区分	開催日時・場所		出席率
		第1回	令和3年10月18日（月） ※オンライン開催		申請資格、選定基準等の審議 80%
第2回		令和3年12月21日（火） ※オンライン開催		申請資格の確認、ヒアリング、必須項目審査、 加点項目審査、候補者として最適な団体の選定 100%	
第3回		令和4年3月1日（火） ※オンライン開催		候補者の選定を取り消したことにより、改めて 候補者として最適な団体を決定 100%	
審査の経過	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月18日開催の第1回選定委員会において、申請資格、選定の基準及び方法について検討を行った。 10月25日から公募を開始し、締切までに2団体から申請があり、事務局において申請資格（形式的要件）等に係る事前審査を行った上で、12月14日に申請書類等の副本を各委員に送付し、事前審査及び審査を依頼した。 12月22日開催の第2回選定委員会において、申請資格（形式的要件）等に係る審査を行い、その後、申請者に対するヒアリングと申請者からの説明を行った。引き続き必須項目審査及び加点項目審査を実施し、候補者決定基準に基づく採点を行い、申請のあった団体を最適な候補者として選定した。 北海道教職員の不正行為が選定委員の審査に影響を及ぼしたものと判断し、指定管理者候補者の選定を取り消し、3月1日開催の第3回選定委員会において、改めて候補者として最適な団体を選定した。 				
採点結果	別記のとおり				
審査の結果	指定管理者の候補者 特定非営利活動法人根釧野外教育センター屯田の杜野外学校 理事長 山田 和弘				
選定理由	特定非営利活動法人根釧野外教育センター屯田の杜野外学校は、現指定管理者としての実績に基づいた提案をしており、安定的な経営を期待できることなどが評価された。				
学識経験者委員の 主な意見（又は総評）	<ul style="list-style-type: none"> これまでの運営実績があり、具体的なコンテンツの提供が期待できる。 マーケティングの重要性を自覚している点は評価できる。 				

※本書は、選定委員会における審議経過を示したものであり、最終的には、北海道議会の議決をいただいた後、正式に指定管理者を指定する予定です。

採 点 結 果

■施設名：北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見

審査項目	配点	委員	指定管理者の候補者	候補者以外の団体（成績順）		
			特定非営利活動法人 根釧野外教育センター 屯田の杜野外学校 (提案額：215,385千円)	北見B		
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	25	(小計)	17.50点	23.75点	0.00点	0.00点
① 施設の利用に当たり、平等な利用が確保できるよう、基本的な運営方針が掲げられており、利用料金や食事料金の設定が適切になされていること	5	委員1	5.00点	5.00点		
		委員2	3.75点	5.00点		
		委員3	3.75点	5.00点		
		委員4	2.50点	3.75点		
		委員5	2.50点	5.00点		
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	225	(小計)	195.00点	200.00点	0.00点	0.00点
① 利用拡大のための具体的な方策が明確で実効性があること ② 利用者の満足度を高めるための施設管理の具体的な方策が明確で実効性があること ③ 安全対策や危機管理に関する体制や具体的な方策が明確で実効性があること ④ 社会教育主事との連携・協力の内容や具体的な方策が明確で実効性があること ⑤ 地域住民や関係団体等との協働体制が計画され、施設運営の改善のための効果が期待できること	45	委員1	33.75点	38.75点		
		委員2	41.25点	45.00点		
		委員3	42.50点	38.75点		
		委員4	42.50点	33.75点		
		委員5	35.00点	43.75点		
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	50	(小計)	48.75点	38.75点	0.00点	0.00点
① 業務遂行に必要な人員が配置され、組織体制や人材育成方策が明確であること ② 業務処理を安定的に行うため、類似施設の運営実績や施設運営に必要なノウハウを有していること	10	委員1	10.00点	7.50点		
		委員2	10.00点	7.50点		
		委員3	10.00点	7.50点		
		委員4	10.00点	7.50点		
		委員5	8.75点	8.75点		
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	150	(小計)	148.75点	148.75点	0.00点	0.00点
① 教育委員会が支払う管理費用の総額が安価であること ② 収支計画書における積算の根拠が明確であり、コストの削減が配慮されていること	30	委員1	30.00点	30.00点		
		委員2	30.00点	30.00点		
		委員3	30.00点	30.00点		
		委員4	28.75点	28.75点		
		委員5	30.00点	30.00点		
5 (施設の性質又は目的に応じた加点要素)	50	(小計)	47.50点	45.00点	0.00点	0.00点
① 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業が実施され、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図られるものであること	10	委員1	10.00点	7.50点		
		委員2	10.00点	10.00点		
		委員3	10.00点	7.50点		
		委員4	10.00点	10.00点		
		委員5	7.50点	10.00点		
各委員合計得点	100	委員1	88.75点	88.75点	0.00点	0.00点
		委員2	95.00点	97.50点	0.00点	0.00点
		委員3	96.25点	88.75点	0.00点	0.00点
		委員4	93.75点	83.75点	0.00点	0.00点
		委員5	83.75点	97.50点	0.00点	0.00点
最高得点をつけた委員数			3人	3人	0人	0人
全委員合計得点（500点満点）*			457.50点	456.25点		

*「全委員合計得点」欄は「最高得点をつけた委員数」が同数の場合に限り表記する。